

Title	基督教義と羅馬法理（上）-聖トマスの徴利論に関する考察の中-
Sub Title	
Author	打村, 鉦三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.5 (1923. 5) ,p.780(108)- 795(123)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230501-0108

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

は依然それが赫耀たる真理を包含せるものと思惟せざるを得ない。如何に驚異に價する物質文明の進展を見るも社會各員の道德的自覺の協力無しには完全なる福祉を享樂するは蓋し不可能であらう。假令社會主義社會に於ても人口が生存資料を凌駕して増加す可き潜在的傾向は、必然人類の經濟的發達を刺戟する一方、其道德的自制心を提醒する所の力強き誘因たる可きを永久に改めないであらう。先づゴドソンの理想を生かし然る後にマルサスの説話に聽く。此意味に於て現代は往年相拮抗せる兩思想家の精神に或る階調を保たしむる所に、新たなる向上の一路を見出さんとする傾向を有するものではあるまい乎。

然らば假に社會主義社會の實現を想定して、吾人は其處にマルサスの所謂道德的抑制の圓滿なる發揮を期待し得可きや否や。私は是に關す

る論斷を回避し度いと思ふ。蓋し人性は所詮環境の支配を免れぬ。故に現存社會制度の下に齟齬する人間の頭腦を以て、當來社會に於る人間の性情を類推せんと欲するは不合理であるからである。唯だ其曉に於ても、社會全般の福祉の爲に道德的抑制が決して全然無用の説法に歸せざる可きは想像に難くない。而して其然る限り「人口論」並に其著者の名辭も亦永久に傳承せられるであらう。私は然く確信して疑はざるものである。(完)

基督教義と羅馬法理 (上)

— 聖トマスの微利論に關する考察の中 —

打 村 鑛 三

洵に原始の基督教は、あらゆる智識的優越や、道德的優越や、世間的優越を撤せる純なる心情の宗教であつた。けれどもこれが西羅馬帝國崩壊後の世界を承繼して俗界の支配權をも、侵入蠻族の間に自然に贏ち得るやうになつてからは、そう何時までも他界主義を持するわけにはゆかなかつた。かくて中世精神の目的とするところは、人合(the world)を三寶(clerical interests)に奉仕せしむるにあつた。教會利子禁止論にも亦この特徴を見ることが出来る。而して教會はその立場より、ひたぶるに禁止の爲に奮闘したのであるが、これに合理的援助を與えたのは、スコラ哲學であつた。

神のものは神に歸し、カイゼルのものはカイゼルに歸せんとした基督教は、また哲學とも他人であつた。げに哲學は希臘の病氣である「アテネとエルサレム、アカデミーと教會、異端者

と信徒との間に何の交渉があらう」。然しこの排斥は、全然貫徹されたのではなくて、かく叫んだテリトリアヌスさえも、全然哲學を捨てたのではなくて、聽てこの兩者は互に接近して來たのであつた。この表れが所謂教父哲學である。而してこの間、教會の教義は漸くその體を成したのであつて、この出來上つた教義を論證するのは、次に出たスコラ哲學の任務であつた。基督教の哲學はスコラ哲學に大成し、これは中世の哲學、教會の學問となつたのである。(註一)

(註一) 以上の記述は主として J. D. Erdmann, A History of Philosophy, 3 vols., 1893; Geschichte der Philosophie 2 A. 1900; 安倍能成、西洋古代中世哲學史、各スコラ哲學の條を參考したり。

Aquino の伯にして Loretto 及び Balcells の領主たる、Londolf の子 Thomas Aquinas (1227-1274) も、實に大神學者たるのかたはら、スコラチイズムの碩學であつた。彼に於て最高な

るものは神であり默示であつたが、然も彼は信仰と智識、自然と超自然との結合を試みたのである。

彼畢世の大著は、Summa Theologica である。と做さるゝであらうが、その哲學に關しては、寧ろ Summa Philosophica 即ち Contra Gentiles 九卷が擧げらるべきであらう。

Thomas の學問の、據つて以つて立つところの原理は次の如きものである。彼は考えた。智識の原源に二つある。一は基督教的信仰の神秘と、人間理性の眞理とである。これ等兩者の間の區別は、彼によつて力強く爲されて居るのであつて、彼は Contra Gentiles の中に於て、兩者は各々確然たる智識の源泉だが、然も默示はこれ等に勝つて重要であることを明にするに努めたのである。默示は、神生世界に於ける Manifestation にも勝りて智識の源泉である。而

(註二)「神學と哲學との連鎖は、アルバートに於けるよりも、トマスに於て更に著しい。何となれば、彼は前者よりも一層力強く、哲學に於ける神學的要素を強調し、享惠と眞理の了得とを同一に視た。眞實な眞理としたる神は、全ての神學的智識の主なる目的であり、従つて亦哲學の目的である。たゞ三位一體、その他のものは理性を超ゆるが故に、神に關したる事は、單なる理性によつて學び得られないとは云ふもの、然もそれ等の點に關しても彼等が不合理でないと云ふことを、理智の方法に依つて示すことが可能である」(Erdmann)

スコラ哲學の特質として數ふべきものに、受容的性質と、調和的傾向があるが、その調和的傾向は自然的なる理性認識と、天啓的なる信仰との關係に於て最も著大である。その世界觀に於ても、全世界の次序を神の立法と見、神をすべてのものの、究極の原因と見た。Thomas に從えば、物は眞の有でなくて、たゞ有に與る。その存在を與ふる原因がある故である。而して因果は階級的であつて同時に全一なる列次であり、その中の高いものは、低いものに及ぶ作用

してその特徴は人に神秘を與え、それは假令了解され難き場合にありても必ず信せられるであらうと。而して Scripture も教會教條も等しくその分派にすぎぬと做して居る。Thomas の理性の總念は、或る點に於て彼の Revelation の總念と平行するものである。理性は彼に從えば個人の理性でなくて自然の理性の源泉である、理性と默示とは別箇の知識の源泉であつて、而も彼等は適當なる關係を有し、人は兩者を獲得することを得る。何となれば、人は一面に於て教會との關係に身を委ねると同時に、他方に於ては、哲學の體系、更に嚴格に云へばアリストートルとの干係にあり得るが故である。而してこの相異なる二個の眞理の源泉には、相異なる二つの到達方法、即ち一を超自然、他を自然の智識究及となすものがあつて、これに依つてこれらは人間に來るのである。

を有すると做した。かくて神は、その造つた世界とは別であるが、一切の存在及び作用の支持者である。彼はまた人間を自然界の極致と見、然も決して心を以つて人の本體とすることなく、靈肉は人間に於て有機的に綜合し、同一實體の二つの存在原理と考えたのである。

これら、僅かに Thomas の哲學思想の一斑を觀て、その全豹を推すも猶ほ、その神學者的、教父的立場の裡に、著しい調和的傾向を觀るのであるが、これに際して用ひたる、彼の method の全體を非常に強く支配して居るものは、Aristotle である。凡そ早くスコラ哲學に Aristotle が影響して居ることは、アラビヤ學者、Avicenna, Averroës の人々によつて齎され、Thomas に到るまでこの傾向は傳統的、神學的傾向と並び争ひ來つたのであつて、彼の師 Alvert (Albertus Magnus) は實に Aristotle の

思想を教權の認可した學派に親しませた最初の人であるといふ。然しこの調和的傾向の完全な代表者は、Thomas Aquinas 其人である。^(註三)

(註三) Winderban, Geschichte der Philosophie, 24. 1900. S. 266. ff; Erdmann, A History of Philosophy, 3 vol., vol. I. p. 424.

彼の倫理觀に於ても亦、かくて Aristotle の影響を否むことは困難であらう。彼に従えば、人間の目的は、人間の本質たる理性的性質の發展にある。そしてその至上の目的は、神の幸福なる Schauen である。完全なる基督教的生活は神と隣人との愛である。而して亦神の恩恵は徳を完成せしめ、自然を成就するものであると做し、自然的徳を智徳と意徳とに區別した。善意は理性に協ふと協はざるによるが、然もこの道德律の根本は、遠く神の法則にある。即ち人間に於ける理性の法則も、この神の法則の表れである。

より出で、精靈の支持によるものであつて、教會の外なる國家も、もはや惡ではないのである。かくて彼は de regimine principum の第二卷に於て各國家に於て必要な統治を議論し、先づ土地の性質に注意を拂ひ、次で綿密なる指揮を築城、交通、商業に就て爲し、宗教的奉仕の題目を論ずることに依つて卷を閉じて居る。

(Erdmann. op. cit. vol. I p. 439) ⑤

(註四) 彼の國家論は、Summa Theologiae の各所及びこれに挙げられた著書より求められると云はれるが、然もその然りといはれる書、orditio principum はトマス眞著でないに做されてある。またその他の一つ、De regimine principum 四卷もその中、はじめの二卷だけが、彼自身の手に成つたものであると稱せられる。(Erdmann. op. cit. vol. I. p. 438)

II

彼の綜合的性質は、常に彼の哲學に於て Aristotle の援用を成し遂げたのみならず、その徵利論に於ては法學就中羅馬法の援用を劃て、成

社會說に於て彼は、純宗教的原理に限つて普遍的基督教義の見地から説くが、政治的事物に關しては、歴史的な見方を爲したのである。彼は云ふ。團體の一員はその本源に對する服従によつて「統一」となる。精神の力は理性への服従によつてのみ、全一體となると同様、國家の結合は爲政元首への服従によつてのみ可能となる。元首は一人を可しとし、健全なる王國を最上とする。但し勿論、その惡用せられたる暴君政治は最惡である。(T. D. Erdmann, A History of Philosophy, 3 vols. 1893. vol. I p. 438) 彼は人間の弱さ、社交の衝動、及び人間が國家生活を運命付けられて來た證據であると做すなど、甚だ多く Aristotle の説と相通じて國家を是認し、永遠なる神の恩寵や、信仰の生活を傳ふるのは教會であつて、國家は一時的目的に限つて之を有して居ると做すものゝ、然もこれ亦キリスト

功した。然らば彼の法理を驅使するの態度は、如何なるものであつたであらうか。法學者としても彼はまたその雄であつた。

由來神學的法理學の考ふところに依れば、世界は素と、神法 (lex divina) によりて支配せらるゝ、單一の神の國 (Civitas Dei) であるべきだが、人類の墮落によつて、人法 (lex humana) が行はるゝ人間の國 (civitas terrena) が出現したのである。人定の諸制度は「已むを得ざるの惡」(inola necessitas) であつて、神の國完成の手段である。かくて Thomas は云ふ。萬有はすべて神意によりて支配せられ、神意なるものは隨意にあらずして定意である。これを永久法、(lex aeterna; voluntas dei idem est; quod lex aeterna) 而してこの永久法の人類を支配する部分を自然法 (lex naturalis) といひ、これを人が特殊の事情に適應せしめんとして制定する法が前記の人

法である。即ち自然法は永久法の一部であり、人法は自然法の適用であるから、凡ての法は永久法に歸するわけになる。⁽⁵⁾

(註五)「アキノによつて純中世紀的法律哲學の學説は、その最高點に達した。爾後加特力的立論は今日に到るまで、以前の如き精巧と鋭さを以つて主張されしせず、又容認もされなかつた。二元論的出發點こそ興味あるものである。即ち惡の根元は惡魔の惑迷であるを傲し、善の根元は神であるを傲した。即ち神の法律によつて人間の智識を進め、人間の意志をその惠によつて強からしめて、人を善に導く。故に先づ第一に法律を極めなければならぬ。アウグスティーンに依つて彼は「永久法」といふ觀念を採つた。それは神性から出て來て下界支配の原則を表したものである。この神の絕對法から自然法が出てくる。この自然法は極めて流動的なものであるらしい。何となれば、成文法を持たぬ人、或は國は、これよりして善惡の認識をつくるから。故に自然法は人間の永久法への參與である。即ちその參與により、人は自からの墮落による人間的識別の迷蒙にもかゝらず、善と惡を區別し得るのである。神の世界に支配の法律として永久法、自然法の次には第三の實定法が来る。即ち人法 (lex quaedam hominibus inuenta) である。この實定法は自然法の原則を個々に表はすのである。法の目的は人

der Rechts- und Wissenschaften Philosophie, Bd. II. に依る。

三

Thomas の經濟に關する著書としては、プラバントの女侯爵に獻じて明に非常なる影響を彼女に與えたと考へらるゝ一書で、國家統治の八項に就て (Si liceat vobis aliquo tempore, et quo exactionem focere in Judeos) 論じられてあるのがある。その中の始めの五項は猶太人の統治に就て捧げられてあるから、そこでこの書には、「猶太人の統治云々」の表題が付せられてある。然して吾れに特に興味あるのは、その他の三項であつて、その中に於て官職の賣買、質入及び信用制度に關する一般的論議が行はれてあると云はれる。(Max Maurenbrecher, Thomas von Aquino's Stellung zum Wirtschaftsleben seiner Zeit. S. 15) 而して今一つこれはフロレンティン

の完成である。君主は正に支配しなければならぬ。また民の道德基律 (Katholisch) は、適正なる從順である。すべての實定法は正しくあらねばならぬ。即ち實定法は風俗を害せず、可能であり、自然の秩序に反せず、その土地の舊慣を考察に入れ、時代の状況にかなひ、平衡を保ち然も必要なること明瞭なるものであつて、市民一般の用に供せらるゝものである。

實定法は人間の不完全を考慮に入れねばならぬ。故に禁止行為の範圍は道德律よりも狭くかぎらるゝ。全ての失行にあらずして、重大なる失行のみが禁ぜらるゝ。即ちそれに依りて社會がその構成を感かされ、多數人も亦これを避け得る程度の失行のみである。最も巧妙に道德と法律とを區別した、羅馬法學者が凡ゆる法規の集中點として「善良なる家父」といふことを規範としてゐる如く、トマスは巧妙にも「平常の人間」を禁止法と境界する足場とした。慣習法に對しては、トマスは之を法源と見做して成文法に對し廢止の效力を認めた。彼が羅馬法理に關して提議したる正義は四つの道德基律である。中庸 (temperantia) 智識 (prudentia) 勇氣 (fortitudo) 正義 (iustitia)。故に正義は一般的正義と特別的正義を含む。一般的正義は全ての人間的道德を含む。特別的正義は變化的正義及び部分的正義を含む。特別的正義の適用せらるゝ基調はアリストテリズムに從つて公平 (Aequalitas) である (Berolzheimer, System

の僧正に捧げた一書である。(de emptione et venditione ad tempus) その中に於て、當時新しく問題となされたトスカ商人の取引慣習に就て論じてあり、彼の商業及び信用組織に關する意見を知らることが出來、而してこの書はまた彼の價值説に重大な關係を有して居ると云はれて居るが、その眞著たるは疑はしい。而してこの二書の外に一層屢々問題とせられる一書、de usuris in communi et de usurarum Contractibus があるが、然もこれ亦疑書なりとの説がある。而してその外に Thomas がモノグラフィックに經濟問題を論じたものは無い。

(註六) Rabais に從えば、トマスの圖書目錄には、この書名がないと云はれてゐる。猶ほ Baumann, Staatslehre des heiligen Thomas von Aquino, des größten Theologen und Philosophen der Katholischen Kirche, Leipzig, 1873, S. 6. 參照

本來彼は、經濟問題に特別の興味は有しなかつた。

つたやうである。然も猶、後に觀るが如く、主としてその Summa Theologica の中に説かれたる彼の經濟論が、甚だ重大なる問題を吾人に與ふるのは、一に彼の大才の然らしめたものであらうが、また彼をしてこの問題にふれしめたのは、當時經濟學が、未だ完全に他の學問と分離して居らなかつた一方に於て、彼のズンマが素と百科全書的色彩を帯びたものであつたからでもあらう。

洵に教會が各般の社會問題、政治問題乃至は經濟問題と、他人であり得なくなつてから、既に久しいことである。然も十一二世紀以來見るゝところの經濟的勃興の將來が、如何なる點にまで至るべきかは、炯眼なる彼の了解出來たところであらう。當時の教會の苦しい立場、

「神」は「神々」を征服して、ヘレニズムの世は久しう完全に、ヒブライズムの手に移されて居

然法が私有財産を生まぬと云ふなり。この發生は、人智の發明なる、成文法にありて、はじめて生じ來ること。第三に彼は Aristotle に趨き財は分有せらるべし、然してこれを共同の用に供すべしといふ Maxima により、こゝに他の教父達と調和すべき途を發見したのである。

凡そ基督の教理に従えば、世に有と有ゆるものは人々に共通である。これを分有するは、神の萬民に齊しく與へたるものを私する所以で、罪惡である。かくて私有財産は決して許容さるべくもなく、利子の收受の如きは必然的に禁止せらるべきである。ところが Thomas に依ると必しもそう嚴重には考えないのである。そこで既に、茲に於て利子は認の基礎は充分置かれてあることになる。否流石の教會も、その原則的議論以上に、私有財産の禁止を強制することを爲なかつたが、然も利息の授受だけを禁止しや

つたのであるが、總て第三の轉向期は、早や來らねばならなかつた。こゝに立つたのが吾が Thomas Aquinas である。

初期の基督教父は常に私有財産制を否定するの辯を爲した。Thomas は、前代の議論に直接反抗の立場を執らず甚だしく實際的に、これを正當視するの態度を持した。先づ第一に、自然法として一般に認められた言葉の意味を、絶對に自然なるもの及び、事情に依り自然なるもの、二者に分つことによつて、明かならしめた。前者の意味より云へば、一の畑が他のもの、所有でなく、この者の所有なりや否やは、全く不明である。さりながら、後者の意味より云へば、私有財産は恐らく自然だと云ふことが出来る。土地を耕作してその果實を平穩に取得することは、如何に必要であらう。然して彼は云ふ。自然法が私有財産を禁ずるとは決して言はず。自

うとした結果が、實際に於て無効に終つたのは、寧ろ當然であると考ええる。然るに Thomas が當時の實情を察して、私有財産の是認を劃したことは、甚だ卓拔な見識といはねばならぬ。殊にその論證に於て、これを成文法の所産と做した點は、天晴の手際である。

彼は更に云ふ。富は目的にあらずして、基督に到るの手段である。故に富は目的に到るの障礙としてのみ惡、或は不正である。故に人間生存の爲の正常なる外界の財の所有は、決して心靈を損ふことが無いと。これは明かにアリストテリーの論辯であるが、彼が「安く買ひ高く賣るは罪なりや」の問題即ち商業の是非に就て論證せる時の斷案「生活必要の資を得んが爲めに商業に従事するは差支ない」といふ議論に於て、一層明かにせられてある「生活必需」といふこの條件は、あくまで中世的であると考へる。

中世に於ける生活觀念は、全く他律的であり、また生活の目的は、生活そのものの外にあつた。この目的に向つて平穩なる生活を送らんとするが、彼等の希望である。人は神によつて階級次序に屬せしめられ、その裡に於て、各人はその爲すべき務を有し、而してそれ相應な生活様式を有して居ると做されて居つたのである。^(註九) さればこの當時に於て、Thomas の所謂「生活必需」の條件は、それ自體の效力を有するのである。然るに一たびこの生活觀念が、目的それ自身が生活そのものに内在し、發展して熄まざる近代的生活の方へ向きかはるに及ぶと、この條件は、そのまゝ全然營利行爲を是認する言葉となるのである。^(註十)

(註七) Summa Theologiae, Ia. Sec. Qu. 77, art. 4.
(註八) Ashley, English Economic History, 2 Pts. 3rd. Ed., 1894, Pt. II. P. 383.

る。而して彼の利息論は主として實にその Secunda Secundae 第七十八問第一題にあるのである。^(註十一)

(註一〇) Summa Theologiae に就ては、その英譯本を紹介する機會に於て、親切なる解説が小泉教授によつて爲されてゐる。(三田・一四卷の六、一二五頁以下) また同教授による七十八問條下の全和譯は、同じく三田・十四卷の九、七五頁以下にある。同文冒頭 Summa Theologiae 第六十八問とあるは、七十八問の誤植である。

彼は云ふ、「貨幣の貸付けに對して利息を收むるは、それ自體不正である」と。然し彼以前の教父がこれを禁止した論據は、「汝何ものをも望むことなくして貸與えよ」或は「汝等人にせられんと欲することは又其の如く人に爲せ」(路加、六章三十五節。同三十一節。馬太、七章十二節)の聖句であつて、これに Aristotle の「貨幣は何ものをも生むことなし」といふ有名な章句を援用したのであるが、Thomas の否定理由となすところは、これと異つて居るのである。即ち

(註九) 猶彼の Summa Prima 論に就ては、今茲に論ずることを省いた。(Summa Theologiae 222e Qu. 77, Art. 1 參照)。福田教授。改訂經濟學研究前編六四四頁以下。Ashley, op. cit. Pt. I. p. 136 ff. の記述に詳かである。

四

Summa Theologiae の説くところは、初步の神學者に、彼等が知らねばならぬことを要約して示したものである。故にこの著作は、哲學的見地よりしては Summa ad gentiles の如く重要なものではない。然しながら、後者の補遺の如きものである。何とならば、この著の第二部の 節に亘つて、「哲學的ズンマ」の取扱はなかつた實際問題を取扱つて居るのであるから。即ちその Prima Secundae に於ては、徳性及びこれに反對なるものに就て一般に論じ、Secunda Secundae に於ては一面に於てはそれ等のうちに於て、或はそれ等に就て、又他面に於ては、種々なる特別干係に於ける彼等を細かく論じて居る。

「何故とならば、是は全く實在せぬものを賣るの所以であつて、正義に悖る不平衡に導く故である」と。こと茲に到れば、微利の是非は直接教義を冒す仁惠の問題としてではなく、羅馬法に因縁する賣買論に關する正義、不正義となつたのである。これが再轉して、彼の *damnum emergens* 論たるの前途、亦知るべきのみである。

彼はつゞけて云ふ「如上の理を明かならしむる爲には、或種のもの、使用は即ち、其消費を意味するものあるを思はねばならぬ。即ち葡萄酒を飲んでこれを消費し、食ふことによつて小麦を消費する様なものである。故にこの種のものにあつては、用は物それ自體を離れて考えらるべきでない。その使用を許されたるものは正にそのものそれ自身を與へられたのである。されば此種のことを貸與するは、その所有權を移

すのである。従つて或人が葡萄酒と葡萄酒の用とを別々に賣却しやうとしたとするならば、此人は同一物を二度賣り、又は實在せざるものを賣ることとなるべく、これは明に不正の罪を犯すものである。同じくまた、葡萄酒又は小麦を貸與し、これに對して二個の報即ちこれと同量の物の返還と、利息と稱する使用の代償とを求むるは明かに不正の罪を犯すものたるであらう。他方に於て、その使用は消費を意味しない物件がある。即ち家屋を使用するのは、之に居住するのであつて、之を破壊するにあるのではない。故にこの種のものにあつては、二者を分ち與ふることが出來やう。例へば或るものが其の家屋の所有權を他に譲つて、然も一定の間その家屋の使用を自らに保留するか、又はその反對に所有權を有するまゝ、その家屋を他人に使用せしむることを得るであらう。故に人は家屋の使

用に對して對價を求め、尙ほ合せてその家屋に對してその權利を要求することが出來やう。然るにこの哲學者 Aristotle によると(倫理學第一編第五編)貨幣は先づ交換の目的の爲に發明せられ、従つて貨幣の本來主要なる用法は之を消費し、又は之を交換に投入するにある。故に貸附けたる貨幣の使用に對して利息と名づくる價を徴するは、貨幣の本質上不法であつて、不當に收得したるものは、これを返還すべき理と同様に、利息として收めたるものは、これを返却すべきものである」と。

羅馬法は *res in commercio* の中に貨幣葡萄酒、穀物、卵其他のものを認め、使用によりて消失し、或は消失せしめんとするもの (*res usu minutum vel consumuntur*) 即ち、食料、金錢の如きと、普通の取引に於て別箇に表はれず、一定量、一定質に於て現はるゝ代替物 (*res*

fungibiles; res quae pondere, numero mensurae constant) 即ち、馬匹、地所等の如きとを分つて居る。(Rudolf Sohm, *The Institutes of Roman Law*, Eng. trans. by T. C. Ledlie. 1892. pp. 227-228, p. 320 ff.) 而して貨幣は使用せられ、又は他人の貨幣に混じてその各が、それ／＼何んの用なるかを定め難くなるに由つて「消費」せらるゝと做される。されば人が債務を支拂ひ又は貸付けを爲す爲に他人の貨幣を使用するとすると、貨幣の受領者が、その所有者となるのは引渡に由るのでなくて、其混同の效力に由ると解釋せられた。(1)

(註一) かくの如くして羅馬法に於ては、金錢は消費物である。(Sohm, *Institutes*, p. 322) この觀念は獨法に於ても觀られる。即ち「本法ニ於テ消費物トハ其通常ノ使用ガ各個ノモノノ讓渡ニ存ストキハコレヲ消費物ト看做ス」(B. G. B. § 92 Abs. I.)。Enneccerus はこれを説明して「本來の用法が、消費或は讓渡にある動産は、消費物である。その區別の標準は取引の慣行によらねばならぬ。」

普通法によると同じく——故に酒、油、等のみならず、金錢、銀行券、辨濟期にある利札、或に配當證券が消費物に關するは明白の理である」と云ひ、これに脚註を付して「衣服、書籍等は消費物でない。何とならば、消費すべきにあらずして、使用すべきであるから」といつて居る。(Enneccerus, *Lehrbuch des Bürgerlichen Rechts*, Marburg. 1911. 6 bis. 8. Auf. Bd. I Abt. I S. 291) Cosack も亦同意である。

Thomas はこの羅馬法の理論を彼の利息論に採り來つたのであるが、その間必しもこれをそのまゝ踏襲したのではなかつた。*res fungibles* の解釋の如きも羅馬法に敢て云はざる「長期に亘る使用物件」の意味を與えて、之れを使用することによつて消滅する *Consumptibles* に相對せしめた。そして前述の如く、前者には利子を許したが、後者には、これを許さなかつたのである。(2)消費物は使用すること直ちにこれを破壊し消滅せしむべき物であると Thomas は考へる。——羅馬法の定義亦然りである——。そこ

ろが一方彼が羅馬法を顧るとき、その Mutuum とは、或ものが *res fungibiles* の一定額を他人に移轉し、このもの (transferee) が、そのもの、所有者となる——*mutuum* にありては *possessio* のみならず *dominium* も亦借手に移る——ことに由りて、彼が受けたると同質同量の他物を返還すべき義務を負ふ場合に生ずる一種の *Stricti juris negotium* である。(Sohm, op. cit. p. 395) 即ちこの Mutuum に於ける貸付にあつては、そのもの、所有權が借手に移轉する。この理由からして、この貸付は事實全然一種の賣買と觀るのである。そこで消費物の貸付に利子を徴するは、一物を賣り、更にその使用に對して代價を要求することゝなつて、不正であると做すのである。(13)

(註一二) この區別を認めることによつて、もはや教會禁止說の根本精神たるべきものから、よほど離れた立場で、

利子徴收の是非を考へてゐることになる。猶森戸氏譯、近世社會主義思想史(アントン・メンガー。勞働全收權史論)二一七—二一八頁參照。
(註一三) Mutuum に於ける貸付の契約に於ても「借手に對して彼の受けたる元本と、全然同一のものを返還すべき義務を負はしむるのみ、多かるべからず、少なかるべからず、更に明かに云へば、何等の利子を支拂はしめぬ」(Sohm, op. cit. p. 395)
さて今貨幣は、(アリストテリーズの説を借りて) 交換の目的の爲に發明せられ、從つて貨幣本來の用は之を消費し、又は他に與えて之を交換に投入し去るに在る。(14) かくて彼は貨幣を以つて葡萄酒、小麥等と同様に消費物と看、貸付けたる貨幣の使用に對して、その元本以外に代價を求むるは不法であると論するのである。(15)(16)

(註一四) 福田教授、前掲經濟學研究前編六八五頁參照
(註一五) Sohms, op. cit. p. 416, Note I; pp. 387-388 Appendix に金錢債務に關する論述あり、今茲に引抄せざれども參照して興味あり。
(註一六) すでにかく論ぜられると、かの *justum pretium*

論はこれに重大な關係を生じて来る。かくて「這般の契約に於ける公正の價格は貸與せられたるものと同一價值の返還にあるなり。若し賣却せられたる特殊の代替物が貨幣なる場合には、正價の見積は極めて簡單なり。即ちそれは同一價值の貨幣額の償還なり」(高橋教授「基督教義と利子問題」(三)、三田十五卷ノ九) 然り、而して彼トマスの正價說は、すでに從來のこれに重大なる補正を爲してある。取引は之を是認するの態度を執つて居ることを思ひ合すべきである。

(註一七) 勿論トマスは貨幣も時に消費せられずして使用せらるゝ場合を認めた。即ちかの七十八箇中反對論が、銀器と銀貨と同種にもかゝらず、銀器の使用に利子を徴するを許し、他の使用に何故これを徴すべからずと做すやと論するに對し、一はその使用を、他は之を消費するその用を異にする旨を論駁して居るが、その中に「……一同様銀貨にも亦例へば之を展覽せしめ、或は之を擔保として寄托するが如き第二次的の用途があらう。貨幣のこの種の用を賣るは正當である」といつてゐる。

要するに、Thomas はその葡萄酒、小麥によつて例證せられた消費物の貸借と家屋によつて舉例せられた非消費物——長期に亘つて使用せらるゝ物件の——借貸とを區別するに際し、羅

馬法に於ける Mutuum 及び Commodatum の觀念(18)を借り來つたといふことが、出來やうか。而してその Mutuum の法理からして、消費物の貸借を賣買であると考へたことは既に述べた如くである。然も一方彼は、Aristotle の説を援用することに依つて、貨幣を葡萄酒、小麥と同一たる消費物と做して徴利の不法を論證したのである。而してその直接論據とするところは、敎理を離れて、正義の平衡如何に據つたのである。

(註一八) mutuum に就ては既に述べた。Commodatum にありては、或物件を使用せしむる目的を以て借手に移轉するのであつて、借手は現實に所有權を獲得することなく、その用を享くることが出来る。而してその使用が終つた後は、その所有主に貸されたもののものを返還することが出来る。即ち所有權は貸手に保留せられ、制限せられたる占有及び貸し與えたる物件の使用を借手に許すのみである。(Sohms, op. cit. pp. 395-396) (未完)